

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「出会い応援パーティー」のご案内（第10支部）
- ◆ 税制改正のあらまし（速報版）
- ◆ リスクマネジメントセミナーのご案内（会場用・オンライン用）
- ◆ ほうじん春号

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
4	5	(金)	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00	於: 天神ビル
4	10	(水)	本部監査	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室
4	11	(木)	総務委員会	15:00 ~ 16:00	於: 事務局会議室
4	17	(水)	正副会長会	14:00 ~ 14:50	於: 福岡ガーデンパレス
4	17	(水)	理事会	15:00 ~ 16:00	於: //

●支部の行事

月	日	曜	内容		
4	12	(金)	出会い応援パーティー（第10支部）	19:00 ~ 21:30	於: LIVE CAFÉ DAL SEGNO
4	26	(金)	春のゴルフ交流会コンペ（第12支部）	8:20 ~	於: 夜須高原カントリークラブ

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
4	12	(金)	租税教育研修会（九北連）	15:30 ~ 17:00	於: ホテルニュー長崎
4	12	(金)	租税教育研修会交流会（九北連）	17:00 ~ 18:30	於: //
4	18	(木)	役員会	10:00 ~ 11:00	於: 事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
	未定		役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室
4	18	(木)	全国女性フォーラム（広島大会）	14:00 ~	於: 広島グリーンアリーナ

(I) 税務カレンダー

- 4月10日 ●源泉所得税の納付
- 4月17日 ●給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長）
- 4月30日 ●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 2月決算法人の確定申告
 - 8月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

令和6年税制改正 ～ 所得税の定額減税 ～

税理士 堤 一 博

令和6年税制改正では、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、給与所得者や公的年金の受給者については、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。令和6年3月2日に令和6年度予算案が衆議院を通過していますので、予定通りの実施が見込まれています。

恒久的な減税ではなく、令和6年分1年限りの措置で、簡単にいうと、1人あたり所得税3万円の減税を実施します。また、併せて、1人あたり個人住民税（所得割）1万円の減税も行われます。

所得税の特別控除額

所得税の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

ここで注意すべき点は、特別控除の対象者は、「本人」はもちろん「同一生計配偶者」と「扶養親族」が「居住者」に限られていることです。例えば、国外居住の扶養者は、「非居住者」となりますので、特別控除の対象者には該当しないことにご留意ください。

1 本人（居住者に限ります。）	30,000円
2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）	1人につき30,000円

つまり、納税者本人に加え、「同一生計配偶者」と「扶養親族」がそれぞれ1人（世帯合計3人）の場合には、「所得税3万円 × 3人 = 9万円」が税額控除額となります。

なお、「同一生計配偶者」と「扶養親族」とは、下記の要件のすべてを満たす者をいいます。

	同一生計配偶者	扶養親族
1	民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）	配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
2	納税者と生計を一にしていること。	納税者と生計を一にしていること。
3	年間の合計所得金額が48万円以下であること。	年間の合計所得金額が48万円以下。
4	青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。	青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

所得税の特別控除の実施方法

所得税の特別控除は、納税者の所得の種類によって、次の方法により実施されます。

対象者	控除時期	最終調整
給与所得者	<p>(1) 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与・賞与（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。</p> <p>(2) (1)で控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。</p>	令和6年分の年末調整
公的年金等の受給者	<p>(1) 令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。</p> <p>(2) (1)で控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。</p>	令和6年分の確定申告
事業所得者等	<p>(1) 原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。</p> <p>(2) 予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。</p> <p>(3) (2)により控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。</p>	令和6年分の確定申告

《参考》 個人住民税（所得割）の特別控除

対象者	控除時期
給与所得者（特別徴収）	令和6年6月の特別徴収は行わず、令和6年7月から令和7年5月まで定額減税後の税額（個人住民税額－特別控除）の1/11を毎月徴収します。
公的年金等の受給者	令和6年10月分の徴収額から特別控除に相当する金額を控除します。また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。
事業所得者等（普通徴収）	第1期分の納付額から特別控除に相当する金額を控除します。また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

給与所得者の所得税源泉徴収における特別控除（定額減税）の注意点

- 令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除適用の対象者は、令和6年分所得税の納税者である**居住者**で、令和6年分の所得税に係る**合計所得金額が1,805万円以下**である場合（給与収入のみのときは、①所得金額調整控除の適用がない場合は給与収入が2,000万円以下、②所得金額調整控除（最高額）の適用がある場合は給与収入が2,015万円以下である場合）に限られます。
- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先からの給与・賞与であることが

必要で、言い換えると、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の「甲欄」適用者のみ、これに該当しない「乙欄」適用者等は該当しないので、特別控除（定額減税）対象外です。「甲欄」を適用している勤務先での給与所得で特別控除（定額減税）を受けることになります。

3. 国税庁は、令和6年1月に「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」、令和6年2月5日付「令和6年分所得税の定額減税Q&A」をリリースしています。また、国税庁HPの「定額減税 特設サイト」からパンフレットや様式などの最新の情報を入手してください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2024	5	14(火)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(ワード初級) 1/2日目	サンセルコビル	
		15(水)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(ワード初級) 2/2日目	〃	
		16(木)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(エクセル初級) 1/2日目	サンセルコビル	
		17(金)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(エクセル初級) 2/2日目	〃	
	6	5(水)	15:00~17:00	本部	第13回通常総会	西鉄グランドホテル	
		5(水)	17:30~19:00	本部	会員交流会	〃	
		19(水)	14:00~15:45	本部	リスクマネジメントセミナー (福岡地区五法人会共催)	博多バスターミナル大ホール	
		21(金)	14:00~15:45	本部	〃	リモート(オンライン)	
	7						
	8			15:00~16:30	本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)